

公 告

支担当第74号
令和8年7月28日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長 前田 邦彦

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1 入札に付する事項

調達要求番号	件 名	規格	数量	履行場所(納地)	履行期限(納期)
26K2E06010	統合指揮統制機能のためのデータ管理・運用に関する技術支援役務	仕様書のとおり	1式	仕様書のとおり	令和10年2月29日

- 2 入札方式 一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件)
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)
- 3 入札日時 令和8年8月31日(月) 10:30
- 4 入札場所 防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室 (A棟 15階東側)(紙による入札がある場合のみ)
- 5 入札参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和7年度から9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4) 格付けされている令和7年度から令和9年度全省庁統一資格「役務の提供等」の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第108号)第18条第4項各号のいずれかに該当する者(具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者)であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、当該事実がわかる書類を提出すること(任意様式)。
(提出期限: 令和8年8月17日(月) 12:00)
ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者(物品の販売(自ら製造したものの販売に限る。))及び役務の提供等について準用する。)
イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等(訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ)に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等(訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ)に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技術認定者数(特級、一級、単一級)	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

- 注:1 特許には、海外で取得したものを含む。
2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。
- ウ SBIR制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
- エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
- オ 国立研究開発法人(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。)が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
- カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業(ベンチャーキャピタルの認定)」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業(ベンチャーキャピタル等の認定)」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
- キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム(J-Startup又はJ-Startup地域版)に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

- (5) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。

6 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金 免除
契約保証金 免除

8 入札の無効 5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9 契約書の作成 作成する。

10 契約条項 役務請負契約条項 (基本契約条項)
装備品等秘密の保全に関する特約条項 ※
装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン ※
秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項 ※
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項 ※
情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項 ※
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項 (該当する場合)
生産性向上推進制度に関する特約条項 (該当する場合)
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
※は、別紙を確認されたい。

11 入札に関する条件 **仕様書第2.4.1項a)からd)**に定める本役務の実施体制並びに**第6.3項a)からc)**に定める情報保全に係る履行体制に関する資料を電子メールで提出し、適合すると認められること。
(提出期限： 令和8年8月17日(月) 12:00)
必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

12 その他付記事項

- (1) 電子調達システムにより電子入札(<https://www.geps.go.jp/>)を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
- (2) 電子入札は、 令和8年8月30日(日) 17:00 を期限とする。
- (3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、
令和8年8月21日(金) までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
- (4) 電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。
- (5) 任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。(見積書提出先)
令和8年8月17日(月) 12:00 まで(メール又はFAX可) 大和: ilvamoto@ext.is.mod.go.jp
- (6) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。
- (7) 予算決算及び会計令第86条の調査について(低入札価格調査)
役務入札において調査基準額を下回る金額での入札が行われた際、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施する。
・低入札価格調査の実施に際し、提出を求める資料: その価格により入札した理由、入札価格の内訳(人件費、原材料費等を明記)、
履行スケジュール、経営内容(会社概要)、経営状況(最新の決算報告書等)、官公庁契約における過去実績等の資料
・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者とし
場合がある。
- (8) 入札説明会は実施しない。
- (9) 落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

13 本記載事項への照会

入札に関する事項の問い合わせ先 統合幕僚監部総務部総務課会計室 (担当)
TEL:03-3268-3111(内線30197) FAX:03-5269-3282 服部 i1hattori@ext.is.mod.go.jp

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約においては、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」について

標記の特約条項が改正され、従前の「情報セキュリティ基準」から、より厳格な管理策を盛り込んだ情報セキュリティ基準に整備されました。保護すべき情報を取り扱うに当たって、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ規則」、「情報セキュリティ実施手順」等、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項及び特約条項の情報セキュリティ基準等を必ずご確認の上、ご参加ください。

「秘密の保全に関する特約条項」、「特定秘密の保護に関する特約条項」及び「特定防衛秘密の保護に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約には、「装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン」及び「秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項」が伴います。

また、「装備品等調達にかかる秘密保全に対策ガイドライン」は従前のガイドラインからより厳格な管理策を盛り込んだものに整備されました。

特約条項で示すもののほか、新しいガイドラインで求める体制及び資料の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項とともにガイドライン及び違約金条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

令和 年 月 日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(G E P S)を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、要求番号
- 2 入札日時
- 3 入札担当者名及び電話番号
- 4 政府電子調達(G E P S)を利用しない理由
- 5 今後の導入予定について
- 6 紙入札の方法(該当するものを○で囲んでください)

・会場

・郵便

備考

- 1 本紙と併せて資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出する。
- 2 代理による入札する場合は、入札時に委任状(入札及び契約心得 別紙様式第5)を提出する。
- 3 指定の入札書(入札及び契約心得 別紙様式第3)を使用する。
- 4 再入札を実施する場合における実施日時については、入札時に連絡する。

郵送による入札について

1 郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

2 郵送する書類等

- （１）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写））
- （２）入札書

3 封筒について

前項（２）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長 3（縦 235mm×横 1230mm）程度とし、表面に「入札書在中」と 1 回目・2 回目の別を黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

封印した内封筒を前項（１）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付することとし、複数の内封筒があるものについて、1 回目・2 回目の別の記載が無かったものについては、立会者が無作為に追記して投函を行う。

4 入札の回数

入札は、原則 2 回まで行い、2 回目（再度入札）において不調となった場合は、再度公告入札又は最低入札価格を提示した入札者との商議に移行する。

5 入札の無効等

郵便入札の執行については、公告 8 項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とし、2 回目の内封筒がないものについては、再度入札は辞退したものとして扱う。

6 その他

- （１）郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する。
- （２）郵送先は次のとおりとする。

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町 5-1

防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者 宛

○参考○

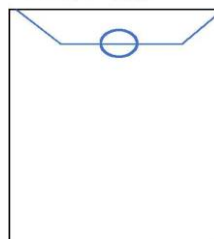
あくまでも例なので、縦横等は任意。貴社名も明記してください。

内封筒（表）長 3 程度

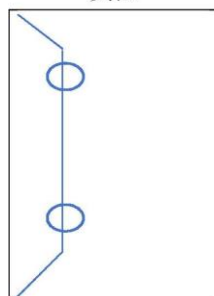
公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 1 回目
--

公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 2 回目
--

内封筒（裏）



又は



外封筒

（内封筒が入るサイズ）

〒162-8805 東京都新宿区市谷本村町 5-1 防衛省統合幕僚監部総務部総務課 会計室契約担当者 宛 「入札書在中」
--

又は

公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 1 回目

入札書・見積書

令和8年8月31日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室長 前田 邦彦 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号： 26K2E06010

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額¥			履 行 期 限		令和10年2月29日	
			履 行 場 所		仕様書のとおり	
品 名	規 格	単位	数量	単価	金 額	備 考
統合指揮統制機能のためのデータ管理・運用に関する技術支援役務	仕様書のとおり	式	1			
	以下余白					
合 計						

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

入札書・見積書

令和8年8月31日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会 計 室 長 前 田 邦 彦 殿

年月日を記入

住所・会社名・代表者名・
連絡者を記入(ゴム印等可)

住所

会社名

代表者名

担当者名

担当者

連絡先

調達要求番号： 26K2E06010

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額¥				履 行 期 限		令和10年2月29日		
				履 行 場 所		仕様書のとおり		
件	名	規	格	単位	数量	単価	金 額	備 考
統合指揮統制機能のための データ管理・運用に関する技術支援役務		仕様書のとおり		式	1			
合		計						

各欄に入札金額
(税抜)を記入

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

調達要求番号：26K2E06010

統合幕僚監部仕様書		
品名又は件名	仕様書番号	J S O - 2 6 - 6 0 2 7
統合指揮統制機能のためのデータ管理・運用に関する技術支援役務	作成年月日	令和8年 7月 1日
	改正年月日	—
	作成部隊等	統合幕僚監部 首席指揮通信システム官

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、防衛省統合幕僚監部が管理する統合指揮統制機能のためのデータの管理・運用に係る技術支援役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書に用いる用語の定義は、J I S X 0 0 0 1 ~ J I S X 0 0 3 2 によるほか、付表 1 による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するものの他は、入札時又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約後、当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議する。

1.3.1 引用文書

a) 規格

- 1) I S O 9 0 0 1 品質マネジメントシステム—要求事項
- 2) J I S Q 9 0 0 1 品質マネジメントシステム—要求事項
- 3) J I S X 0 0 0 1 ~ J I S X 0 0 3 2 情報処理用語

b) 法令等

- 1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 2) 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）
- 3) 秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（通達）（防防調第4607号。19. 4. 27）
- 4) 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）（防防調第4608号。19. 4. 27）
- 5) 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）
- 6) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）
- 7) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第9248号。19. 9. 20）
- 8) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号。31. 1. 9）

- 9) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。以下「情報セキュリティ通達」という。）

c) 仕様書

- 1) **J S O - 2 5 - 6 0 2 2** 統合指揮統制機能のためのデータ管理・運用に関する技術支援役務
- 2) **J S O - 2 3 - 6 0 2 0** 中央クラウドの換装（詳細設計等）
- 3) **J S O - 2 5 - 6 0 3 4** 中央クラウド基盤機器（P a a S）の借上（その3）（07増設）

d) その他

- 1) データマネジメント知識体系ガイド
- 2) データスチュワードシップ データマネジメント&ガバナンスの実践ガイド
- 3) **Joint Publication 1-0 Personal Series**
- 4) **Joint Publication 2-0 Intelligence Series**
- 5) **Joint Publication 3-0 Operations Series**
- 6) **Joint Publication 4-0 Logistics Series**
- 7) **Joint Publication 5-0 Planning Series**
- 8) **Joint Publication 6-0 Communications System Series**
- 9) 中央クラウド全体設計「注意」
- 10) 中央クラウド詳細設計書「注意」
- 11) 中央システムシステム設計書
- 12) 中央システムプログラム基本設計書
- 13) 中央システム統合 I C D
- 14) 中央システムプログラム詳細設計書
- 15) 中央システム運用環境設計書

1.3.2 関連文書

a) 規格

- 1) **J I S X 4 1 8 1 - 3** メタデータ登録簿（MDR）
- 2) **J I S X 2 5 0 1 2** ソフトウェア製品の品質要求および評価（S Q u a R E）－データ品質モデル

b) 法令等

- 1) 知的財産基本法（平成14年法律第122号）
- 2) 装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和6年防衛省訓令第10号）
- 3) 装備品等秘密の指定等に関する訓令の解釈及び運用について（通達）（装装保第4224号。令和6年3月13日）
- 4) 統合幕僚監部、統合作戦司令部及び自衛隊サイバー防衛隊の情報保証に関する達（令和7年自衛隊統合達第21号）
- 5) 統合幕僚監部、統合作戦司令部及び自衛隊サイバー防衛隊の情報保証に関する達の

運用について（通達）（統幕シ第1号。令和7年3月24日）

- 6) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号。31. 1. 9）
- 7) リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第14550号。令和5年7月3日）
- 8) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。令和3年1月21日）
- 9) 中央指揮所への立入手続に関する達（平成20年自衛隊統合達第29号）
- 10) 防衛情報通信基盤データ通信網管理運用規則（平成29年自衛隊統合達第15号）

c) **仕様書等**

J S O - 2 5 - 6 0 3 3 中央クラウド基盤機器（I a a S）の借上（その3）（07増設）

d) **その他**

- 1) データ品質プロジェクトガイド 質の高いデータを信頼できる情報を得るための10ステップ
- 2) **IC Technical Specifications**
- 3) **NATO STANAG (Standardization Agreement)**

2 本役務に対する要求

2.1 本役務の目的

本役務は、統合指揮統制機能の強化のため、中央クラウド及び中央指揮システムにおいて、AI等の技術を活用するためのデータの管理・運用のために必要な技術支援を受け、防衛省クラウドにおいて、各システムや部署において個別に管理されているデータを論理的に一元管理して各領域間のデータ共有・相互運用性を確保し、各級指揮官の意思決定を可能とする統合データ基盤の設計及び構築に資することを目的とする。

2.2 実施場所

本役務の実施場所は、防衛省市ヶ谷地区の施設内又は契約相手方の施設内とする。

なお、本役務の履行にあたり、技術的検証等を行う必要がある場合は、中央クラウド及び中央指揮システムに用意された環境の他、契約相手方が統合幕僚監部首席指揮通信システム官（以下「要求元」という。）の承認を受けた環境で行うこと。

2.3 本役務の内容

本役務において、契約相手方が行う技術支援は次による。

なお、契約相手方は、技術支援の実施に当たっては、専門的知見を有する中央クラウド及び中央指揮システムの維持事業者と連携することにより、中央クラウド及び中央指揮システムに導入されている最新の状況における技術等の特性を十分に理解し、役務実施の各段階において有効活用すること。

2.3.1 新たな機能要求に対する要件定義及びデータ標準の策定

- a) 中央クラウド及び中央指揮システムに係るデータについて、**J S O - 2 5 - 6 0 2 2**、防衛省クラウドに係る調査研究及び設計等の結果、その他官側が提示する資料等に基づき現状分析及び要件定義を行い、必要に応じて利用者等へのヒアリングを組み合わせ実施し、当該データに係るデータアーキテクチャ、データモデル、メタデータを作成又は設計すること。
- b) 現状分析に関しては、データの管理状況、他システムとのデータ連携状況、データセキュリティ状況、中央クラウド及び中央指揮システムの制約事項等を考慮すること。
- c) 要件定義に関しては、現状分析の結果を踏まえ、データ品質、データセキュリティ、データライフサイクル、防衛省クラウドへのデータ移行要領等を考慮すること。
- d) データアーキテクチャの作成に関しては、データの全体構造、データフロー、データ共通定義、データアクセス制御等を考慮すること。
- e) データモデリングに関しては、以下の項目を考慮すること。
 - 1) 概念モデル及び論理モデルとそれらの役割
 - 2) 現行データとの対応関係及び変換ルール
 - 3) エンティティ間の関係及び履歴管理の方法
 - 4) セマンティックレイヤー及びオントロジーの将来的な活用
- f) メタデータの設計に関しては、以下の項目を考慮すること。
 - 1) ビジネス、システム、オペレーショナル等のメタデータ区分
 - 2) 必須、条件付き必須、任意等の入力基準
 - 3) データ定義、項目仕様、出所、品質、利用条件等
 - 4) 自動取得項目と手動登録項目を区分及び責任範囲
 - 5) データの系統及び品質情報
 - 6) 機密区分及びアクセス制御に関する情報
- g) 契約相手方は、現状分析及び要件定義の結果について「現状分析及び要件定義結果報告書」を作成し、要求元の確認を得た上で、納期までに提出すること。
- h) 契約相手方は、データアーキテクチャ、データモデル、メタデータを作成又は設計した結果について「データ標準化結果報告書」の作成し、要求元の確認を得た上で、納期までに提出すること。

2.3.2 データカタログの整備

- a) **J S O - 2 5 - 6 0 2 2**および **2.3.1** 項の結果を基準として、中央指揮システム及び中央指揮システムで取り扱うデータについて、その所在、内容、形式、更新頻度、管理部署等を調査し、データカタログを設計し、作成すること。
- b) データカタログの作成に当たっては、**データマネジメント知識体系ガイド**及び**J I S X 4 1 8 1 - 3 (メタデータ登録簿)**の他、米軍、NATO等の標準を参考にすること。
- c) データカタログには、以下の項目を考慮すること。
 - 1) データ名称及び識別子

- 2) データの概要及び用途
 - 3) データ形式及びスキーマ
 - 4) データの所在（システム名、データベース名、テーブル名等）
 - 5) データの管理部署及び責任者
 - 6) データの更新頻度及び最終更新日時
 - 7) データの機密区分及びアクセス権限
 - 8) データの品質情報
 - 9) データの系統
 - 10) 関連データへのリンク
- d) データカタログは、利用者が容易に検索・参照できる形式で作成すること。
- e) データカタログは、データの追加・変更・削除に対応できるよう、継続的に更新可能な仕組みとすること。
- f) 契約相手方は、データカタログについて「データカタログ作成報告書」を作成し、要求元の確認を得た上で、納期までに提出すること。

2.3.3 統合指揮統制機能に係るデータに関する調査・分析及び体系化

- a) **Joint Publication, JSO-25-6022**, 防衛省クラウドに係る調査研究及び設計等の結果、官側が提示する資料等について調査・分析し、必要に応じてヒアリングを組み合わせ実施し、統合指揮統制機能の遂行に必要なデータを体系化すること。
- b) 調査に当たっては、特に **Joint Publication** を参考にし、以下のカテゴリーに基づいて統合指揮統制機能の計画・実施・評価に必要なデータを網羅的に把握すること。
- 1) 共通作戦状況図（COP; Common Operation Picture）構築に必要なデータ
 - 2) OODA Loop の各段階（Observe / Orient / Decide / Act）を支援するデータ
 - 3) 統合作戦機能（Joint Functions）に関するデータ
 - 4) ロジスティックス（補給、輸送、衛生等）に関するデータ
 - 5) 作戦計画に関するデータ
 - 6) 指揮通信に関するデータ
 - 7) 情報優越確保に関するデータ
 - 8) 相互運用確保に関するデータ
- c) ヒアリングに当たっては、以下の観点を基準として仮説を立て、調査を行うこと。
- 1) 現在使用しているデータ及びその用途
 - 2) 今後必要となるデータ及びその理由
 - 3) データの入手方法及び更新頻度
 - 4) データの品質に関する要求事項
 - 5) データ連携に関する要求事項
 - 6) データのセキュリティに関する要求事項
 - 7) AI等の先進技術による分析・活用の可能性
- d) 調査結果に基づき、統合指揮統制機能に必要なデータを体系化し、データ整備に関する

優先順位を検討すること。

- e) 契約相手方は、調査結果について、「統合指揮統制機能に係るデータに関する報告書」を作成し、要求元の確認を得た上で、納期までに提出すること。

2.3.4 データ管理・運用態勢構築に係る検討

- a) **J S O - 2 5 - 6 0 2 2**並びに 2.3.1 項及び 2.3.2 項の結果に基づき、中央クラウド及び中央指揮システムにおけるデータの管理・運用態勢について検討すること。
- b) データの管理・運用態勢の検討に当たっては、**データマネジメント知識体系ガイド**及び**データスチュワードシップ データマネジメント&ガバナンスの実践ガイド**等の標準的なフレームワークを参考にすること。
- c) データの管理・運用態勢の検討に当たっては、既存の防衛省の情報保証に関する訓令、秘密保全に関する訓令等との整合性を確保すること。
- d) データの管理・運用態勢の検討に当たっては、以下の事項を含めること。
 - 1) データガバナンスの枠組み（方針、規則、手順等）
 - 2) データ管理・運用の組織態勢（役割、責任、権限等）
 - 3) データオーナー、データスチュワード等の配置及び役割
 - 4) データ品質管理の方法
 - 5) データライフサイクル管理の方法
 - 6) データセキュリティ管理の方法
 - 7) データ監査の方法
 - 8) データ管理・運用に関する内製化及び人材育成の方法
- e) 契約相手方は、管理・運用態勢について、「データ管理・運用態勢検討報告書」を作成し、要求元の確認を得た上で、納期までに提出すること。

2.3.5 データセントリック A I

- a) 中央クラウド及び中央指揮システムにおいて、官側の要求に基づき A I エージェントで使用するデータの選別、加工等を行うこと。
- b) 前項の実施に当たっては、2.3.2 項において構築したデータカタログを活用し、データの品質、ライフサイクル等を確保すること。
- c) A I エージェントが出力する結果に対して、使用したデータに基づく定量的又は定性的評価の検証方法について検証すること。
- d) 検証の結果に基づき、不足するデータの検討を行い、必要に応じて新たに追加及び加工すべきデータの抽出及び整理を行うこと。
- e) 契約相手方は、データセントリック A I について、「データセントリック A I 結果報告資料」を作成し、要求元の確認を得た上で、納期までに提出すること。

2.3.6 P o C (P r o o f o f C o n c e p t) の実施及び課題管理

契約相手方は、以下に示すとおり P o C を実施するものとする。

なお、実施に際しては、事前に「P o C 実施計画書」を作成し、要求元の確認を得ること。

- a) **実施環境**

- 1) P o Cは、中央クラウド及び中央指揮システムの環境に基づき、I Tリソースの効率化等を考慮して実施すること。
- 2) P o Cの実施に当たって、運用データと同等のデータが必要となる場合は、保全措置等について官との協議のうえ、官から提供を受けること。
- 3) P o Cより生じた結果に基づき、技術的、運用的及び組織的観点から課題及び解決策を整理すること。

b) 検証項目

- 1) データカタログの有効性検証
 - 2) データモデルの妥当性検証
 - 3) A Iによるデータ分析・活用の可能性検証
 - 4) データ統合基盤の性能・拡張性検証
- c) 契約相手方は、P o Cの実施結果について「P o C実施結果報告書」を作成し、要求元の確認を得た上で、納期までに提出すること。

2.3.7 ガイダンス資料の作成

- a) 2.3.1 項から 2.3.5 項までの実施事項について、官側のデータの管理・運用及びA Iの利活用に係る業務の指針とすべき事項を整理し、「ガイダンス資料」として作成すること。
- b) ガイダンス資料の作成・更新の際には、用語、表記法及び文章構造の統一、並びに曖昧性の排除等、A Iの学習データとして活用できるように記載方法を工夫すること。
- c) ガイダンス資料は、官側との調整状況及び 2.3.6 項に示すP o Cの実施状況を踏まえて適宜更新し、要求元の確認を得た上で、納期までに提出すること。

2.3.8 内製化支援

契約相手方は、2.3.4項の結果に基づき、次を基準として官側と調整の上、内製化支援教育を行うこと。

- a) 教育内容 データマネジメント習熟度アセスメントのレベル3相当までの 2.3.1 項、2.3.2 項及び 2.3.4 項に関する事項
- b) 教育対象者 5名（市ヶ谷）
- c) 教育方法 対面又はオンラインによる講義形式及び資料配布

2.3.9 実施計画書の作成

契約相手方は、契約締結後速やかに、本役務の方針、要求分析、計画、体制及び提出書類を記した「実施計画書」を作成し、要求元の確認を得た上で、提出すること。

2.3.10 定例会及び報告書作成

- a) 契約相手方は、本役務に必要な事項や進捗について報告及び意見交換を実施するため、2週間に1回程度を基準として官民定例会を行うこと。
- b) 契約相手方は、2.3.1項から2.3.6項までの実施事項について、納期までに2回を基準として中間報告を実施すること。
- c) 契約相手方は、2.3.1項から2.3.7項までの検証結果が示す技術的、運用的及び組織的観

点からの課題及び解決策に基づき、今後実施すべき検証項目及びその検証要領を整理し、後続事業の資となる「最終報告書」を作成し、要求元の確認を得た上で、納期までに提出すること。

2.4 実施体制

2.4.1 本役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって、次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議すること。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 前記 a) の業務従事者が、次の項目に合致するものを有すること。
 - 1) 中央クラウド及び中央指揮システム並びに防衛省クラウドに係る設計書の内容について理解し、分析する能力を有すること。
 - 2) データマネジメント及びデータベースに関する高度な専門知識を有すること。特に、中央クラウド及び中央指揮システムが保有するデータベースの設計・構築・運用を理解するに当たり、以下の資格・実績等を有していること。
 - 2.1) ORACLE MASTER Gold, 及び同等のスキルが必要な実務経験を有すること。
 - 2.2) エンタープライズデータモデル及びデータカタログの設計並びにセマンティックレイヤー及びオントロジーの構築の業務経験を有すること。
 - 2.3) 企業・組織における大規模データ環境の管理経験を有すること。
 - 2.4) 効率的なデータ配置や分割管理の手法を理解し、適用する知識を有すること。
 - 2.5) システムの安全性を確保するためのデータ保護・権限管理の設計・運用を行う知識を有すること。
 - 2.6) 防衛省における指揮統制システムの設計、開発、製造等に従事した実績を有すること。
 - 2.7) 日本国の政府機関におけるデータマネジメント人材の育成に関する検討に参画した経験を有すること。
- c) 上記 a) の業務従事者が、前記 b) に掲げるものの他、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d) 前記 c) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- e) 日本国内に本社を有すること。
- f) 日本国の政府機関における情報システムの支援実績を有すること。
- g) 過去5年以内に、防衛省において、データの加工、整形、クレンジング等によって得られるデータ活用基盤の設計及び構築している実績を有すること。
- h) 過去5年以内に、防衛省において、業務の効率化・最適化等を目的としたデータマネジメントに係る指揮統制システムの設計開発、製造等の役務又は履行実績を有すること。

- i) 過去5年以内に、データカタログの整備又は運用、或いはそれらに係る契約又は履行実績を有していること。さらに、セマンティックレイヤー及びオントロジーの設計等の実績を有すること。
- j) **J S O - 2 3 - 6 0 2 0**及び**J S O - 2 5 - 6 0 3 4**に構築するデータカタログ（NTT Data 製 X-Curia 仮想データレイク又は同等品）と同等の環境を用意できること。
- k) 企業において取り扱う情報資産を適切に保護するために、情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）の認証を自社で取得していること。
- l) 品質管理体制について、**I S O 9 0 0 1**又は**J I S Q 9 0 0 1**の認証を取得していること。

2.4.2 役務従事者

契約相手方は、契約締結後速やかに**付紙様式**により、**業務従事者名簿**を作成し、要求元に提出すること。

3 品質保証

3.1 監督及び検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官の定める**監督及び検査実施要領**に基づき実施するものとする。

4 貸付品

契約相手方は、**表 2**に示す品目の他、官側が必要と認めるものについて、官側と調整のうえ、無償で貸付を受けることができる。手続きは、**防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第6条**の規定によるものとする。

表 2－貸付品

番号	品名	数量	取扱区分	貸付時期、貸付・返納場所、及び媒体種別
1	中央クラウド全体設計「注意」	1 式	注意	a)貸付時期 契約相手方の申請から 契約納期までを基準とする。 b)貸付・返納場所 要求元の指示による。 c)媒体種別 電磁的記録による。
2	中央クラウド詳細設計書「注意」	1 式	注意	
3	中央システムシステム設計書	1 式	—	
4	中央システムプログラム基本設計書	1 式	—	
5	中央システム統合 I C D	1 式	—	
6	中央システムプログラム詳細設計書	1 式	—	
7	中央システム運用環境設計書	1 式	—	

5 提出書類（基準）

提出書類は、表 3 による。

表 3－提出書類（基準）

番号	品名	媒体及び数量	様式	提出時期	提出先	
1	実施計画書	電磁的記録 1 式 (注)	適 宜	契約後速やかに	要求元	
2	現状分析及び要件定義結果報告資料			納期まで		
3	データ標準化結果報告資料					
4	データカタログ作成報告書					
5	統合指揮統制機能に係るデータに関する報告書					
6	データセントリック A I 結果報告資料					
7	P o C 実施計画書					P o C 検証開始の 7 日前まで
8	P o C 実施結果報告書					納期まで
9	ガイダンス資料					中間報告後、速やかに
1 0	中間報告書					納期まで
1 1	最終報告書		納期まで			
1 2	役務従事者名簿		付紙様式	契約後速やかに		
1 3	知的財産管理報告書		知的財産の取扱いに関する特約条項による。	納期まで		
注 電磁的記録は、更新等行えるようMicrosoft® Word等の文書作成ソフトで作成し、当該電磁的記録を媒体に記録して提出する場合は、当該媒体はDVD-R（書き込み不可）とすること。						

6 その他の指示

6.1 秘密保全

契約相手方は、秘密の文書及び図画等の取扱いなどを行う場合は、**秘密保全に関する訓令**及び**秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（通達）**に基づき、その取扱いに万全の注意を払わなければならない。また、本役務の履行により知り得た内容については、許可

なく部外への利用又は公表を行ってはならない。

6.2 情報保証

防衛省の情報保証に関する訓令及び防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）を適用するものとする。

6.3 情報保全

契約相手方は、本契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（**情報セキュリティ通達**第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取り扱いに当たっては、**情報セキュリティ通達**における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、官側が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報（**情報セキュリティ通達**第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

6.4 第三者に係る取扱い

- a) 契約相手方が自己以外の第三者を当該契約の遂行上、業務に従事させる場合は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）に基づく特約条項によるもののほか、官側の指示に従うものとする。
- b) 契約相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識を第三者に漏えい又は他に転用してはならない。

6.5 官側における支援

契約相手方は、本契約の履行に当たり、次の事項について官側の支援を受けることができる。

- a) 技術支援に必要な関係各機関との調整及び資料の閲覧
- b) 駐屯地・基地等における施設の利用
- c) 作業に必要な電力、用水等の無償使用
- d) 現地への機器等の搬入時の立会、保管場所の提供、搬入機器及び器材の保管
- e) その他、契約履行に必要な事項

6.6 知的財産の取扱い

知的財産の取扱いは、次による。

- a) 契約相手方は、契約書又は仕様書の定めるところにより官に提出された著作物（**著作権法**第10条第1項第9号で規定されるプログラムの著作物を除く。）に関する全ての著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、納入と同時に官に譲渡し、また、契約相手方は著作者人格権を行使せず、契約相手方は第三者に著作者人格権を行使させない。ただし、契約相手方の固有の技術資料（契約相手方が第三者から提供を受けたものを含む。）に係る著作権及び著作者人格権についてはこの限りでない。
- b) 官は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書の定めるところにより官に提出された契約相手方の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、契約相手方の固有の技術資料に係る著作物を、防衛省の内部において複製、翻訳及び翻案することができる。ただし、当該技術資料のうち契約相手方の指定するものを除く。
- c) 官は、契約相手方から、上記 **a)** により官が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。
- d) 前記 **c)** にかかわらず、契約相手方は、防衛省の使用に供する目的で、上記 **a)** により官が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。
- e) 契約相手方は、知る限りにおいて、仕様書で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき特許権、実用新案権又は意匠権（出願中を含む。）を報告する。また、契約相手方は、官に提出した技術資料に含まれている契約相手方の固有の技術資料の記載箇所及び上記 **b)** ただし書きの指定について、官に報告する。以上の報告は、知的財産管理報告書を作成し、官に提出して行うものとする。

6.7 施設の立入

施設の立入については、官側の指示に従う。

6.8 仕様書に関する疑義

契約相手方は、この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

付表 1－用語の定義

用 語	定 義
オントロジー	データ間の概念関係や意味構造を形式的に定義し、データの意味を統一的に表現する知識モデル。
技術支援	官側が実施する業務に対して、高い専門性と豊富な経験に裏打ちされた技術に基づき、官側へ提供する支援
セマンティックレイヤー	データの意味・定義・計算ロジックを統一的に管理し、利用者に一貫したデータの解釈を提供する論理層。
データアーキテクチャ	組織のデータを収集、蓄積、加工、提供、利用までの流れを一元的に管理するための設計図
データカタログ	組織内のデータを資産として体系的に整理・管理する仕組み
データ共通定義	組織や複数システム間で、データを一貫して理解し、利用できるようにするための標準化された語彙、データ項目定義、構造等
データセントリック A I	A I の性能向上のために、データそのものの品質を高めることに重点を置くアプローチ
データの系統	データがどこから来て、どの様に変換され、どこに格納・利用されているかという、データの流れや由来・履歴の追跡・記録
データ品質	データが利用目的に対して適切かつ信頼できる状態である度合い。正確性（データが現実の実態を正しく表しているか）、完全性（必要なデータが全て揃っているか）、一貫性（データ間に矛盾や不整合がないか）、整合性（データの論理的なつながりや正しさが保たれているか）、妥当性（定義された規則や形式に合致しているか）、適時性（必要なタイミングで利用できるか）、一意性（重複がないか）、有効性（業務目的に合致しているか）からなる。
データモデリング	データの要件を洗い出し、分析し、取扱いスコープを定める仕組みで、データ要件を記述し伝えるために定義されたデータモデルと呼ばれる様式が用いられる。
データ連携	複数のシステムやアプリケーション間で、データを効率的かつ一貫して移動・統合し、利用できるようにする仕組み
メタデータ	データの属性、意味、統計情報、履歴等に関する情報を説明したデータ
要件定義	業務のニーズやプロセスを分析し、それに基づいて必要なデータの使用や条件を明確にするプロセス

年 月 日

年 月 日

業務従事者名簿

[illegible]

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	—	
	調 達 要 求 番 号	26K2E06010	
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年7月24日	
	作 成 部 課	統合幕僚監部首席指揮通信システム官	
	作 成 年 月	令和6年7月10日	
品 名	統合指揮統制機能のためのデータ管理・運用に関する技術支援役務		
仕 様 書 番 号	JSO-26-6027		
1 保護すべき情報の管理			
契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日)別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。			
2 保護すべき情報として指定された情報			
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考
貸付品	中央クラウド及び中央指揮システム全体設計書	設計書の内容のほか、媒体そのものも保護すべき情報として扱うこと。	注意
貸付品	中央クラウド及び中央指揮システム詳細設計書	設計書の内容のほか、媒体そのものも保護すべき情報として扱うこと。	注意
3 特記事項 特になし。			